

平成27年度税制改正要望における要望内容（くるみん税制）

資料4

仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充（所得税、法人税）

要望内容

企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期限の延長等を行う。また、企業がさらなる両立支援に係る取組を行い、プラチナくるみん（仮称）認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。

現行制度

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定を受けた企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。



①くるみん認定を受けた場合

1. 適用期限の3年間の延長

平成27年3月31日



平成30年3月31日

2. 割増償却の対象資産の拡充

全ての建物及びその付属設備



全ての建物及びその付属設備
+
機械及び装置、車両及び運搬具
※上記減価償却資産は、業務効率化・生産性向上に資するものである。

※ 割増償却の適用期間

次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた日を含む事業年度

②プラチナくるみん（仮称）認定を受けた場合

1. 適用期限

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

2. 割増償却の適用期間

認定を受けた事業年度から3年間

※ 割増償却の対象資産

全ての建物及びその付属設備、機械及び装置並びに車両及び運搬具

要望の必要性

- 「『日本再興戦略』改訂2014」—未来への挑戦—（平成26年6月24日閣議決定）の第Ⅱ 3つのアクションプランでは、女性の活躍推進で、「改正次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定等を受ける事業主に対するインセンティブ付与の検討、男性の育児参画促進等、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業主への支援などを拡充する」とされている。
- 参議院厚生労働委員会の「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成26年4月15日）で、「次世代育成支援対策に関する計画に定めた目標を達成したこと等の基準を満たした一般事業主に付与される認定マーク（くるみんマーク）の認知度が低いことに鑑み、現行の認定マーク及び特例認定制度に基づく新たな認定マークについて周知徹底を図り、あわせて、一般事業主の更なる取組を促進するため、有効な措置を講ずること」とされている。